



地区社会福祉協議会 見守り活動支援事業助成要綱

1. 助成の目的

この助成は、市内在住の高齢者の安否確認や日常生活の状況確認を行い、問題や課題の早期発見するための見守り活動に対し、その活動費を助成することで、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりをすすめることを目的とします。

2. 対象となる団体

この助成を申請できる団体は、各地区社会福祉協議会とします。

3. 実施期間

当年4月1日～翌年3月31日

4. 対象となる活動

助成の対象となる活動は、下記の(1)～(3)の全てに該当するものとします。

(1) 申請する地区社会福祉協議会の地区内で行われる、原則として、おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にした訪問等による見守り活動。ただし、長期入院や入所などで在宅生活をされていない方は対象外とします。

(2) 1か月に1回以上の頻度で行われる見守り活動。

ただし、下記のとおり経過措置を設けます。

	事業開始から 1年目	事業開始から 2年目	事業開始から 3年目以降
年間実施回数	6回以上	9回以上	12回以上

(3) 行政や市社協の他の助成を受けていない活動。

5. 助成の対象経費

助成金は見守り活動に必要な、対象者にかかる経費のみに使用することとし、備品や人件費等への使用は認められません。

6. 助成額

助成額は対象者一人あたり月額250円を上限に助成します。なお、対象者にかかる経費が発生しない方法で見守り活動を実施した月は、当該月分の助成金の支払いは行いません。

なお、当年度の予算額の範囲内での助成とし、上限額に満たないこともあります。

7. 助成の申請

この助成を受けようとする地区社会福祉協議会は、5月末日までに申請書(様式第1号)に、事業計画書(様式第2号)を添えて東近江市社会福祉協議会にご提出ください。

また、新たに事業に取り組まれる場合は、年度途中での申請を受け付けます。

8. 助成の交付決定

提出された申請書等を会長が審査のうえ、助成の可否を決定し、助成決定通知により通知します。

9. 助成金の交付

助成金の交付は、申請に基づき概算払いとし、請求書(様式第3号)に必要書類を添付し東近江市社会福祉協議会へご提出ください。請求書の提出のあった翌月20日までに指定口座に振り込むものとします。

また、年間活動終了後の実績報告により助成金の精算(追金・返還)を行うものとします。

10. 実績報告

各月および年間活動終了後に、所定の報告書を東近江市社会福祉協議会へご提出ください。

(1) 各実施月に、見守り活動支援事業実施報告書(様式第4号)に助成金にかかる領収書またはレシート(写し可)を添付し提出ください。

なお、対象者の異変や問題に気づいた場合は、速やかに報告ください。

(2) 年間活動終了後、翌年度4月5日(土曜日・日曜日の場合は翌日)までに事業完了精算報告書(様式第5号)に年間活動実績(様式第6号)を添えてご提出ください。報告により追金や返還の精算を行います。

11. 助成金の取り消し

会長は、次のいずれかに該当するときは助成金の全部または一部の取消、返還を求めます。

(1) 本要綱の目的以外に使用したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき

(3) 助成事業を遂行する見込みがなくなったと認めるとき

附則 この要綱は平成30年4月1日から施行する

附則 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由による実施回数に関する特例

1 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延等に起因するやむを得ない理由により、要綱第4条(2)に定める実施回数に満たない場合、当該事業についても助成の対象とすることができる。

2 この要綱は令和 3年4月1日から施行する